

1月定例教育委員会会議

(議 案)

議案第1号

美祢市立小中学校の通学区域に関する規則の一部改正について

美祢市立小中学校の通学区域に関する規則（平成20年美祢市教育委員会規則第14号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年1月28日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

美祢市立小中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

美祢市立小中学校の通学区域に関する規則（平成20年美祢市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1大嶺小学校の項中「曾根下」の次に、「、堤」を、「奥畑」の次に「、石入、吉友、助行、河内、入見久保、入見北、重安、羽永、真木、森中社宅、下山瀬、重安石灰、山崎上、山崎下、利宗上、利宗下、里山瀬、奥山瀬」を、「下村下」の次に「、榎田」を加え、「重安小学校」の項を削る。

別表第2大嶺中学校の項中「重安小学校 通学区域」を削り、同表於福中学校の項中「重安小学校」を「大嶺小学校」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式(第5条関係)

就学学校変更許可願

住 所

児童生徒名

年 月 日生

上記の者の正規の就学学校は美祢市立 学校であります。次の理由により、特に 年 月 日まで美祢市立 学校への就学を許可くださるよう美祢市立小中学校の通学区域に関する規則第5条の規定によりお願いします。

理 由

年 月 日

住 所

保護者氏名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

美祢市教育委員会 教育長 様

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。